

評価制度の充実にに向けた方策に関する有識者会議設置要綱

6財主財第208号

令和7年3月10日

(名称)

第1条 本会は評価制度の充実にに向けた方策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者会議は、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価（以下総称して「評価制度」という。）の充実にに向けた方策について、有識者より意見の聴取を行うことを目的に設置する。

(検討事項)

第3条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- 一 評価制度の充実にに向けた方策に関すること
- 二 その他上記に関連した必要な事項

(組織)

第4条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、外部の有識者のうちから財務局長が委嘱する。

- 2 有識者会議には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 委員又は第6条の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱を受けた日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(有識者会議の公開)

第7条 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。

なお、議事録については、有識者会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(オンラインによる会議)

第8条 感染症のまん延防止等の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(守秘義務)

第9条 委員又は第6条の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 有識者会議の庶務は、財務局主計部財政課で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。